

平成 20 年度事業計画

ア 基本方針

平成 18 年度に実施された介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行等を踏まえた事業展開を引き続き推進するとともに、平成 21 年度に予定されている制度改正に柔軟に対応できる事業運営体制を確立するため、更なるサービスの質の向上及び経営の安定化を図ることを目指して事業運営を行う。

また、平成 19 年 7 月の理事会、評議員会で承認された京都福祉サービス協会基本構想の実現に向け、改革検討組織を設け、協会職員の主体的参画を得て取り組む。

(7) サービスの質の向上

- a 制度改正に対応した事業運営
- b 地域密着型サービスの推進
- c 地域貢献の推進
- d 第三者評価事業等の活用
- e リスク管理対策の確立
- f 利用者の権利擁護の推進

(4) 経営の安定化

- a 組織運営の充実
- b 人材育成の強化
- c 安定的な収支の確保

(7) 子育て支援の推進

イ 組織・執行体制

ホームヘルプ事業事務所である西七条事務所の事業実施地域の一部を分割し、平成 20 年 4 月に太秦事務所を開設する。

ウ 基本構想の実現に向けて

基本構想の実現に向け、改革検討組織（改革推進委員会、改革推進プロジェクトチーム及び課題検討チーム）を平成 20 年 4 月に設置する。

エ 居宅部門の計画

平成 21 年度に予定されている介護保険制度改正、介護報酬改定等の国の動向を踏まえ、課題を再度洗い出し、居宅部門の経営方針の見直しを図るとともに、サービス提供量の安定化に向けた取組を行う。

また、パートヘルパーの利用者宅間の移動に係る手当を新設するとともに、ヘルパー養成研修修了者が当協会に採用され、実績をあげた場合に費用の返還を行う。

さらに、先進的な団体との人事交流研修の新規実施、福祉サービス地域啓発事業の充実、各サービス向上委員会での取組をまとめた書籍の出版を行う。

(平成 20 年度計画)

居宅介護支援事業等利用者数	2,910 人
要介護認定・要支援認定調査事業調査数	300 人
訪問介護等利用者数	6,700 人
ヘルパー養成数	200 人

オ 施設部門の計画

これまでから施設運営の基本として利用者のためのサービスの質の向上を図ってきたが、今後更に、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアの中核機関としての地域に根差したサービスの展開に向けた取組を強化する。

一方、福祉職場での新規の人材確保が困難となっており、福祉系大学等の新卒者の採用を更に充実させるとともに、京都市老人福祉施設協議会等の取組に積極的に参画していく。

また、研修制度を充実させるとともに、ボランティアや実習生の受入れや地域との連携、広報の充実を図り、人材育成や地域貢献、社会貢献に資する取組を充実させる。

さらに、身近な地域の特性に応じた多様なサービス提供を展開するため、地域密着型サービスの実施に向けて検討し、事業申請を行う。

カ 児童館部門の計画

児童館運営の基本的理念である、児童の心身ともに健やかな育成（子ども自立支援）、子育て家庭支援（子育ての社会化）、児童健全育成に関する地域活動のセンターとしての機能（地域社会の子育て支援機能を創出する共生のまちづくり）を果たすため、乳幼児親子対象の活動（乳児・幼児クラブ、子育てグループの活動支援、遊びと集いの活動、子育て支援講座の開催）、学童クラブ、障害のある児童の統合育成と居場所づくり、小地域における児童福祉の拠点施設としての活動、地域子育て支援ステーション事業の実施等に取り組む。